

# 野焼きは 禁止 です

問い合わせ先 環境整備課  
(☎43-7237)

野焼きは、不完全な焼却施設などによる屋外での焼却行為のことで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止です。ドラム缶・ブロック積み・穴を掘っての焼却も、野焼き行為となります。一般家庭から出るごみの焼却も野焼きに該当します。野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、焼却すれば必ず煙が発生します。洗濯物に臭いがついたり、乳幼児のいる家庭やぜんそくなど呼吸器系の病気の人にとっては、非常に迷惑になります。焼却しないで処理するようにしましょう。苦情などが寄せられた場合は行政指導を行います。

## 野焼き禁止の例外（一部）

	例外となる廃棄物の焼却	例
①	風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	とんどなどの地域の行事における廃材などの焼却
②	農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者が行う凍霜害防止のための稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却（廃ビニールは不可）など
③	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微な焼却	たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材などの焼却

※③の軽微な焼却とは、煙の量や臭いなどが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことを言います。



例外的に焼却する場合であっても、焼却する場所・時間・風向きなどに十分注意し、他人の迷惑にならないように努めてください。

## 3月1日(水)～7日(火)は 春の火災予防運動

火災が発生しやすくなる時季を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の普及を図ることで火災の発生防止を目的として、春の火災予防運動を実施します。また、全国的に春先に山火事が多く発生することから、春の火災予防運動に併せて、全国山火事予防運動が実施されます。このたび福山地区消防組合では、山火事予防意識の啓発を図る動画を作成しました。

動画視聴はコチラから



4月1日～

## 火災情報案内の 番号が変わります

福山地区消防組合管内で発生した火災は、火災情報音声案内で市民の皆さんに情報提供していますが、4月1日(土)からは、次の番号を利用してください。

火災情報音声案内

☎084-924-8525

※なお、☎0180-998-888は利用できなくなりますので、間違えないよう注意してください。

問い合わせ先 福山地区消防組合消防局予防課 (☎084-928-1192)